

## 5 - 29 巻込防止装置

### 5 - 29 - 1 装備要件

貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が 8 t 以上の普通自動車（乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止するものとして強度、形状等に関し、5 - 29 - 2 の基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車にあっては、この限りでない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 179 条第 3 項関係）

### 5 - 29 - 2 性能要件（視認等による審査）

(1) 5 - 29 - 1 の巻込防止装置は、強度、形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 1 項関係、細目告示第 179 条第 1 項関係）

堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実にないものは、この基準に適合しないものとする。

板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3 本以上）又はこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

(2) 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上のものを除く。）にあっては(1) の基準にかかわらず、当分の間、歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造であればよい。この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。（昭和 54 年運輸省令第 8 号附則第 4 項関係、細目告示第 179 条第 2 項関係）

### 5 - 29 - 3 取付要件（視認等による審査）

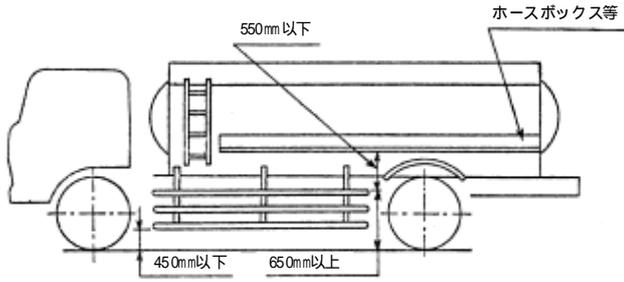
(1) 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 18 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 179 条第 4 項関係）

巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取り付けられていること。

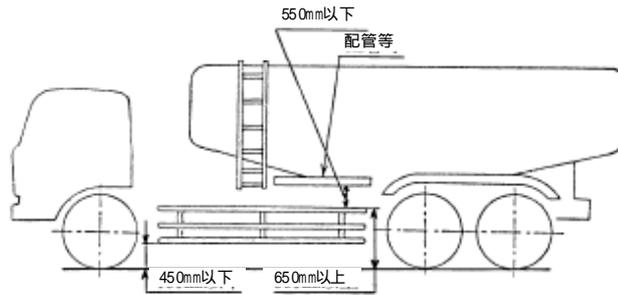
巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

（例）

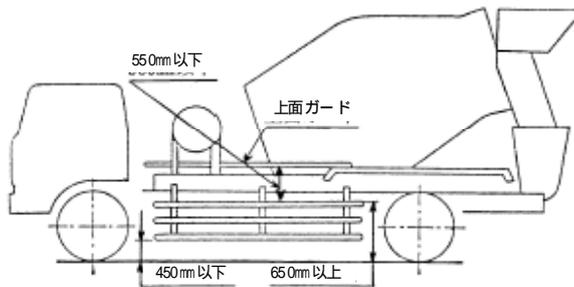
(1) タンクローリの場合



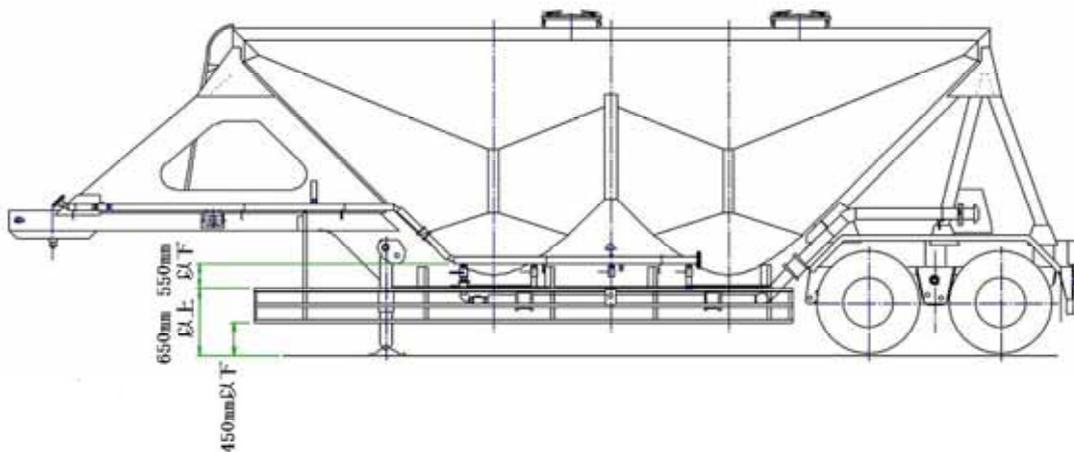
(2) バラセメント車の場合



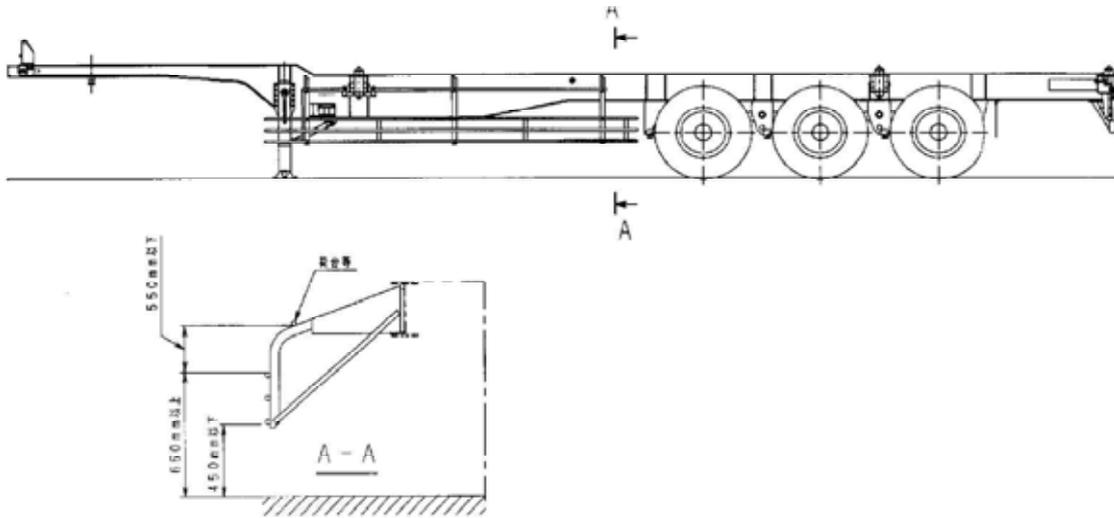
(3) コンクリート・ミキサー車の場合



(4) バラセメントセミトレーラの場合

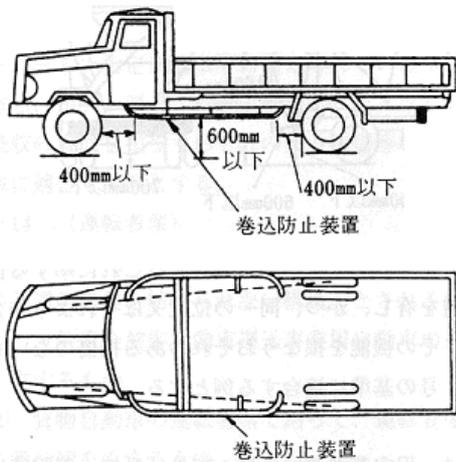


(5) コンテナセミトレーラの場合

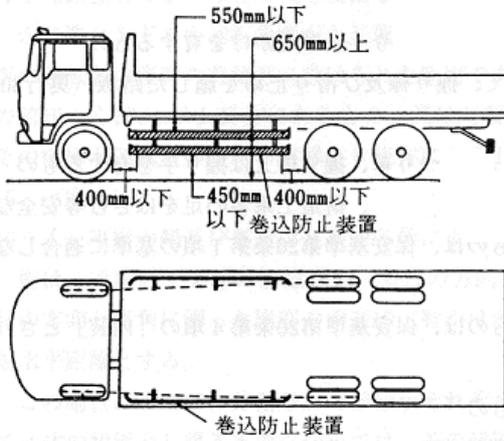


巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

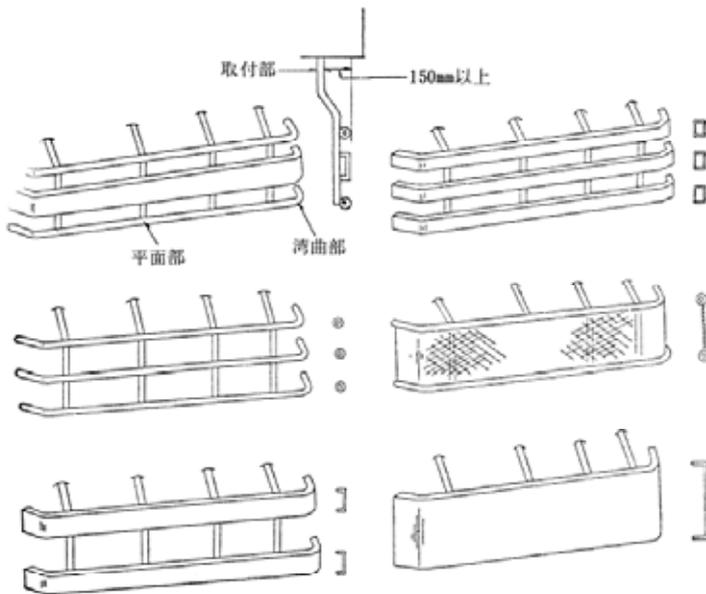


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より150mm以上内側になるように取り付けられていること。

(例)



巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

(2) 貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。)にあつては、(1)及びの基準にかかわらず、当分の間、空車状態において、運転者席

乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取り付けられていればよい。（昭和 54 年運輸省令第 8 号附則第 4 項関係、細目告示第 179 条第 5 項関係）

5 - 29 - 4 適用関係の整理

4 - 29 - 4 の規定を適用する。